

小中学校給食費の無償化について

【担当省庁】文部科学省

市町村における取組

(現状・課題)

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では学校給食を通じた食育が行われてきた。文部科学省が教育課程の基準として定める学習指導要領(平成29年告示)においては、学校給食は教育課程上の「特別活動」として位置付けられており、児童生徒の資質及び能力を育むことを目的とする教育活動であることが示されている。

また、近年では物価高騰の影響により、学校給食費の無償化に対する行政需要が高まっており、文部科学省が「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)に基づいて令和5年に実施した「学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査」の調査結果では、1,794自治体中722自治体において、学校給食費の無償化が何らかの形で実施されていることが公表されている。

しかし、多くの地方自治体にとって、学校給食費の無償化を自主財源で実施することは財政上非常に困難であるとともに、居住する自治体の財政力の差により教育費負担に著しい格差が生じることは、公教育の機会均等の観点から適切ではないと考えられる。

市町村名 奈良市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、安堵町、田原本町、高取町、広陵町、河合町、吉野町

令和7年2月17日の衆議院予算委員会における、「小学校の給食無償化を念頭に安定した恒久財源の確保策と併せ、令和8年度以降できる限り早期の制度化を目指したい。中学校への拡大についても、可能な限り速やかに実現したい。」との首相答弁により、一定の方向性が示されたが、学校給食費の無償化については、国において全国一律の対応とすべきであり、昨今の経済状況における緊急性の観点から、早期の具体的方策の実施に努めるべきである。

国にお願いすること

国において、教育基本法第5条第4項により義務教育の授業料は無償とされているが、学校給食の学校教育上の意義に鑑み、義務教育段階における学校給食費の無償化を、国による恒久的な制度として、かつ新たな市町村負担が生じない制度設計の下で実施されたい。

また、昨今の物価高騰等の影響により、子育て家庭の負担増大が懸念される中、少子化対策の一環として子育てに係る保護者負担を軽減する観点からも、学校給食費の無償化が速やかに実現されるよう、早急に法改正や財源措置等の必要な措置を講じられたい。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会